

一般社団法人山形県安全運転管理者協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人山形県安全運転管理者協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を山形県山形市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、道路交通法に規定する安全運転管理者及び副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）の安全運転管理能力と資質の向上を図るとともに、広く安全運転管理に関する啓発を行い、もって交通安全の実現に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 安全運転管理に関する広報啓発
- (2) 安全運転管理に関する研修
- (3) 山形県公安委員会から委託を受けて行う安全運転管理者等に対する講習
- (4) 安全運転管理に関する調査、研究及び情報の収集提供
- (5) 交通安全意識の普及高揚
- (6) 安全運転管理に功労があった個人及び団体に対する表彰
- (7) 山形県内の各警察署単位に設けられた地区安全運転管理者（連絡）協議会（以下「地区協議会」という。）、その他交通安全に係る機関、団体等との連絡調整
- (8) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、主たる事務所の掲示場に掲示する。

第2章 会 員

(会員)

第5条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 地区協議会の役員に選任されている者の中から別表の基準に従い地区協議会会長が指定した者であって、この法人の目的に賛同して入会した者
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して事業を賛助する個人又は事業所若しくは団体で入会した者

(入会)

第6条 会員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、会長の承認を得るものとする。

(経費)

第7条 当法人の目的を達成するために必要な経費は、総会の決議により定める。

(任意退会)

第8条 会員は、当法人所定の様式による退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の特別決議によって当該

会員を除名することができる。

- (1) この定款その他当法人で定める規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

第3章 総会

(総会)

第10条 総会は、全ての社員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第11条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 計算書類の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要がある場合に招集する。

- 2 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
- 3 総社員の議決権の3分の1以上を有する社員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、社員の過半数が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって決する。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、社員の過半数が出席し、社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決する。
 - (1) 社員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項

(代理)

第14条 総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合において、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(議決、報告の省略)

第15条 理事又は社員が、総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を示したときは、その提案を可決する旨の総会の議決があったものとみなす。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に支障ある時は、その総会において

理事の中から議長を選出する。

(議事録)

第 17 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名押印又は記名押印する。

(総会規則)

第 18 条 総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、総会において定める総会規則による。

第 4 章 役 員

(役員を設置等)

第 19 条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 14 名以上 20 名以内

(2) 監事 2 名以内

2 理事のうち、1 名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。また、4 名以内を副会長とすることができる。

3 理事のうち 1 名を業務執行理事とし、業務執行理事をもって専務理事とする。

(選任等)

第 20 条 理事は、地区協議会会長及び学識経験者の中から理事会において選出し、総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長は、理事の中から理事会において選任する。

3 専務理事は、会長が理事会の承認を得て指名する。

4 監事は、会員の中から理事会において選出し、総会の決議によって選任する。ただし、必要があるときは、会員以外の者から選任することを妨げないが、当法人の理事又は使用人を兼ねることはできない。

(理事の職務権限)

第 21 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

4 専務理事は、当法人の業務を執行する。

(監事の職務権限)

第 22 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第 23 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。再任は妨げない。

2 補欠又は増員として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。ただし、増員により選任された監事の任期については、その残存期間が 2 年に満たないときは、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会終結時の時までとする。

3 役員は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合は、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第 24 条 役員は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、社員の過半数が出席し、社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって決しなければならない。

(報酬等)

第 25 条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

第 5 章 理事会

(構成)

第 26 条 当法人に理事会を置く。
2 理事会は、全ての理事をもって構成する。
3 会議の議長は、会長とする。

(権限)

第 27 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行に関する決定
- (2) 理事の職務の執行の監督

(招集)

第 28 条 理事会は、代表理事が招集する。
2 代表理事が欠けたとき又は支障があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議及び報告)

第 29 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。
2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。
3 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。
4 一般法人法第 91 条第 2 項の規定にする理事会への報告は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上しなければならない。

(議事録)

第 30 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。
2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会規則)

第 31 条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるほか、理事会において定める規則による。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 32 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 33 条 当法人の事業計画書、収支予算書、資金調達の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を得て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備

え置く。

(事業報告及び決算)

第34条 当法人の事業報告及び決算については、毎年事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、総会に報告（第2号及び第5号の書類を除く。）しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の付属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置き、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

3 決算上剰余金を生じたときは、これを分配してはならず、翌事業年度に繰り越すものとする。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第35条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第36条 当法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第37条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 事務局

(設置等)

第38条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第39条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報保護)

第40条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 附則

(委任)

第41条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(設立初年度の事業年度)

第 42 条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から平成 24 年 3 月 31 日までとする。

(設立時の社員等)

第 43 条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、以下のとおりとする。

氏 名	住 所
鈴木 隆一	山形県山形市春日町 11 番 5 号
大場 昇	山形県酒田市穂積字尻地 63 番地の 1
星川 篤	山形県尾花沢市横町二丁目 1 番 73-8 号
澁谷 哲	山形県東村山郡中山町大字長崎 8 4 7 番地
鈴木 正實	山形県山形市大字松原 1 3 6 番地

2 当法人の設立当初の役員は、第 20 条規定にかかわらず、以下のとおりとする。

代表理事（会長）	鈴木 隆一
理事（副会長）	大場 昇
理事（副会長）	星川 篤
理事（副会長）	澁谷 哲
理事（副会長）	鈴木 正實
理事	渡邊 秀明、加藤 昌宏、角田 裕一、岡田 誠、 市川 純、梅木 正文、佐藤 元伸、高橋 勇喜知、 山口 英彦、高橋 祐仁
業務執行理事（専務理事）	高橋 正之
監事	石澤 政光、佐々木 恵一

(設立時の事務局)

第 44 条 当法人の設立当初の事務局は、第 38 条の規定にかかわらず、設立当初の役員が定めるところによる。

(設立年度の事業計画等)

第 45 条 当法人の設立年度の事業計画及び予算は、第 33 条の規定にかかわらず、設立当初の役員が定めるところによる。

(残余財産の引き継ぎ)

第 46 条 山形県安全運転管理者協議会連合会が清算をする場合において有する残余財産は、同連合会の評議員会の決議を経て、当法人が引き継ぐ。

以上、一般社団法人山形県安全運転管理者協会設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成 23 年 3 月 22 日

設立時社員	鈴木 隆一
設立時社員	大場 昇
設立時社員	星川 篤
設立時社員	澁谷 哲
設立時社員	鈴木 正實

附 則（平成 23 年 6 月 3 日改正）

この定款は、平成 23 年 6 月 3 日から施行する。